省　令

○厚生労働省令第百二十三号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第二条第二項の規定に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）及び同項」を削り、同条第二号中「母子感染者」を「法第二条第二項に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十六号の次に次の一号を加える。

十七　Ｎ－｛(１Ｓ)－２－[(モルホリン－４－イルアセチル)アミノ]－４－フェニルブタノイル｝－Ｌ－ロイシル－Ｌ－ニルアラニン－Ｎ－｛(１Ｓ)－４－メチル－１－[(１Ｒ)－２－メチルオキシラン－２－イル]－１－オキソペンタン－２－イル｝アミド（別名カルフィルゾミブ）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の五十七を第五号の五十八とし、第五号の二から第五号の五十六までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

五の二　（１Ｒ）－２－アセトアミド－Ｎ－ベンジル－３－メトキシプロパンアミド（別名ラコサミド）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の六中「〇・六％以下を含有するエアゾール剤並びに殺虫剤であつて（一）－（Ｓ）－アルファ－シアノ－３－フェノキシベンジル（１Ｒ・３Ｒ）－クリサンテマート八五％及び（一）－（Ｒ）－アルファ－シアノ－３－フェノキシベンジル（１Ｒ・３Ｒ）－クリサンテマート八・五％の混合物として五・〇％以下を含有する」を「として五・〇％以下を含有するエアゾール剤」に改める。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第八号の六を第八号の七とし、第八号の五を第八号の六とし、第八号の四を第八号の五とし、第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四　イキセキズマブ及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十七号の二を第九十七号の三とし、第九十七号の次に次の一号を加える。

九十七の二　ブロダルマブ及びその製剤

別表第五中第百五十一号を第百五十二号とし、第百五十号を第百五十一号とし、第百四十九号を第百五十号とし、第百四十八号の次に次の一号を加える。

百四十九　Ｎ－｛(１Ｓ)－２－[(モルホリン－４－イルアセチル)アミノ]－４－フェニルブタノイル｝－Ｌ－ロイシル－Ｌ－フェニルアラニン－Ｎ－｛(１Ｓ)－４－メチル－１－[(１Ｒ)－２－メチルオキシラン－２－イル]－１－オキソペンタン－２－イル｝アミド（別名カルフィルゾミブ）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百二十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十八年四月二十日内閣府告示第百四十九号をもつて公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十八年五月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十八年七月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社京都銀行

二　住所　京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町七百番地

○内閣府告示第二百二十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十五号をもつて公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十八年五月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十八年七月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社秋田銀行

二　住所　秋田県秋田市山王三丁目二番一号

○法務省告示第三百六十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年七月四日

法務大臣　岩城　光英

住所　東京都大田区北糀谷１丁目12番９―1203号

鄭在恩　昭和39年８月25日生

住所　大阪府東大阪市中鴻池町１丁目２番10―513号

金千栄子　昭和38年５月19日生

金メグミ　昭和39年５月10日生

住所　千葉県市川市大和田５丁目10番15号

陳郁霏　昭和59年５月２日生

住所　神戸市長田区細田町３丁目４番12号

権知子　昭和63年６月１日生

住所　京都市山科区小野西浦38番地54

陳韻如　昭和57年８月２日生

住所　名古屋市名東区高社１丁目57番地

関優里　平成４年７月26日生

住所　鳥取県米子市尾高2464番地１

肖門浩　平成12年６月９日生

住所　千葉県成田市花崎町920番地

朴俊二　昭和37年12月11日生

朴有宇　平成12年３月４日生

朴道那　平成16年５月４日生

住所　名古屋市西区庄内通１丁目49番地２

郭家楽　昭和59年２月２日生

住所　東京都足立区扇２丁目13番１―412号

張雪　昭和54年３月８日生

住所　横浜市都筑区すみれが丘９番地15

ティン・ホワン　昭和45年９月19日生

住所　熊本県荒尾市東屋形２丁目２番地10

王玉娟　昭和32年11月11日生

住所　東京都港区港南４丁目６番３―1308号

詹徳川　昭和44年３月12日生

詹益愷　平成19年５月20日生

住所　東京都目黒区目黒本町１丁目12番12―402号

金恵　昭和59年10月22日生

住所　東京都港区芝浦４丁目19番１―1314号

宋恵美里　昭和61年12月13日生

住所　東京都品川区大井６丁目10番24―104号

梁暁芸　昭和59年３月24日生

住所　神戸市中央区東川崎町１丁目５番１―1406号

金鏞二　昭和38年９月15日生

李福喜　昭和38年７月21日生

金友美　平成３年８月１日生

金理惠　平成６年２月17日生

住所　長野市若里５丁目20番１―507号

宋紅梅　昭和49年２月15日生

住所　新潟県柏崎市大字堀2250番地１

王暁玉　平成９年９月20日生

住所　北九州市小倉南区曽根北町７番33号

高慧君　昭和60年６月25日生

住所　静岡市駿河区西島484番地１

李香梅　昭和58年１月２日生

住所　東京都豊島区目白２丁目３番15―1405号

愛新覚羅啓蕾　昭和39年３月15日生

住所　愛知県小牧市春日寺３丁目168番地８

黄文錫　昭和56年３月18日生

黄茜　平成24年10月４日生